小樽市広告付き地図及び庁舎案内板設置維持管理業務仕様書

**１　募集内容**

(1)事業名称　小樽市広告付き地図及び庁舎案内板設置維持管理業務

(2)設置場所

①広告付き地図　別館１階市民ホール　　１台　（別紙参照）

②庁舎案内板　　本館＝１階正面、北口及び２階中央　　　３枚

別館＝１階から５階の北口及び南口　　１０枚

　　　地階北口　　　　　　　　　　　　１枚

(3)事業内容　事業者が広告付き地図及び庁舎案内板を作成し設置する。なお、広告付き地図には民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(4)事業期間　契約締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、契約期間満了の２か月前までに、双方から特段の意思表示がない場合、満了日の翌日から１年ごとに自動更新できるものとし、最長５年間とする。

**２　仕様**

(1)広告付き地図

①縦（高さ）2,000ｍｍ×横（幅）2,200ｍｍ×奥行600ｍｍ程度の大きさで作成し、可動式とすること。

②転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、撤去時は現状復帰し、かかる費用については事業者が負担するものとする。

③電気使用量を把握できるよう、メーターを設置すること。

④公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

⑤音声の発生する機材の設置は認めない。

(2)庁舎案内板

①落下による事故防止策を十分に講じるとともに、撤去時は現状復帰し、かかる費用については事業者が負担するものとする。

②配置変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

**３　広告について**

(1)広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。

(2)次に掲げる広告は、掲載しないものとする。

①市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

②政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの

③個人、団体等の意見広告を内容とするもの

④公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

⑤あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業に該当するもの

⑦医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和２３年法律第２０５号）、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）、医療品等適正広告基準等に抵触するもの

⑧消費者金融専業会社に関するもの

⑨商品先物取引又はこれに類するもの

⑩前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(3)広告を掲載しようとするときは、内容確認を行うため、あらかじめ広告物の見本を提出することとし、市はその是非を事業者に通知するものとする。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(4)広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

(5)広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

**４　契約の締結等について**

(1)当事業の実施に当たり、選定された事業者は市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る契約を締結するものとする。

(2)広告付き地図の設置に当たっては、小樽市公有財産規則（昭和３９年８月４日規則第３０号）に基づく使用許可を受けること。

(3)小樽市公有財産条例（昭和３９年３月２４日条例第１０号）及び関連規定に基づく使用料を、市が指定する期日までに納付すること。

(4)使用者は、物件の光源に要した経費について、市の算定した実費相当額を負担すること。

(5)設置場所が有する広告価値を利用する対価として、市に広告掲載料を支払うこと。